

奈良県告示第三百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
株式会社WHI TE	大阪市北区天満二丁目二丁目三丁目三丁目南森町二F号室	メデイカルホワイト訪問看護ステーション	大和高田市本郷町八丁目二二階	令和四年十一月三十日